

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○ 熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第49号）新旧対照表

（第1条関係）

改正後（案）	現行
<p>（下水道事業の法適用）</p> <p>第1条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号_____）第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。</p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>	<p>（下水道事業の法適用）</p> <p>第1条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。</p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>

○ 熊本市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第51号）新旧対照表

（第2条関係）

改正後（案）	現行
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により交通事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により交通事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>

○ 熊本市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第54号）新旧対照表

（第3条関係）

改正後（案）	現行
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>

○ 熊本市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年条例第3号）新旧対照表

（第4条関係）

改正後（案）	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第1項の規定に基づき、市長若しくは本市の委員会の委員若しくは委員又は本市の職員（同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは本市の委員会の委員若しくは委員又は本市の職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。